



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 8, 2021年2月～3月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2021年2月～3月）

内容

A: NY 州当局、金融機関に対してサイバー・セキュリティにかかる警告を発出（2月16日）	3
B: EIOPA、2021年における監督上のコンバージェンスの優先分野を特定（2月17日）	3
C: EIOPA、ビジネス・モデルの持続可能性と適切な商品設計を監督上の優先事項に（2月19日）	4
D: 星 MAS、保険会社にリスク管理の高度化を促す規制案の市中協議を開始（2月19日）	5
E: 英 FCA、立場の弱い顧客の公平な取扱いに関するガイダンスを最終化（2月23日）	6
F: IOSCO、サステナビリティ報告にかかるステートメントを発出（2月24日）	7
G: 加 OSFI、2021-2022 監督計画を公表（2月25日）	8
H: ESAs、サステナビリティに関連する開示に関する規則の適用にかかる助言を提出（2月25日）	9
I: FSB、G20 に対して 2021 年の優先課題を報告（2月25日）	10
J: 愛中銀、外部委託にかかる金融セクター共通のガイダンス案を公表（2月25日）	10
K: 中 CBIRC、保険会社の取締役等の適格性にかかる規則案を公表（2月25日）	12
L: 中 CBIRC、再建および破綻処理計画の策定にかかる市中協議を開始（2月26日）	12
M: EIOPA、サステナビリティに関する KPIs について意見を提出（3月1日）	13
N: EIOPA、損保の内部モデルにおける引受リスクの比較調査を開始（3月1日）	14
O: NZ 準備銀行、ソルベンシー原則を最終化（3月4日）	14
P: 米 SEC、気候および ESG タスクフォースを設置（3月4日）	15
Q: IFRS 財団評議員会、サステナビリティ報告にかかる戦略の方向性を公表（3月8日）	15
R: 豪 ASIC、付帯保険の販売規制案を公表（3月11日）	16

A: NY 州当局、金融機関に対してサイバー・セキュリティにかかる警告を发出（2月16日）

- ニューヨーク州金融サービス局（DFS）は、すべての被規制金融機関に対し、サイバー・セキュリティ不正にかかる警告を发出した。DFSが各金融機関のCEOに宛てたレターの概要は以下のとおり。
 - オンラインで見積りを出すウェブサイト（Instant Quote Websites。例えば、運転免許証番号を入力すると自動車保険の保険料を見積もるもの。）などから個人の非公開情報（NPI）を入手しようとするハッキングが増えている。DFSが初めてそのような事案を認識したのは、2020年12月から2021年1月にかけて。2021年1月には、複数の金融機関に対して警告を发出したものの、その後も同様の被害にあった保険会社がある。
 - DFSは、そのようなウェブサイトを提供している金融機関に対し、直ちにレビューを行うよう求める。金融機関には、セキュリティ上の欠陥を修正するとともに、サイバー・イベントを遅くとも72時間以内に報告することが求められる。NPIを入手しようとする攻撃を受けた場合には、その旨を直ちにDFSに報告することが望ましい。
 - DFSは、このような手段で不正に入手した情報を用いて保険金請求が行われた事例を確認している。

インプリケーション：本警告は、金融機関の潜在的なサイバー・セキュリティ・リスクがより一層高まっていることを示すものであると考えることができる。

（出所） NYDFS ‘Department of Financial Services Announces Cybersecurity Fraud Alert’

B: EIOPA、2021年における監督上のコンバージェンスの優先分野を特定（2月17日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2021年の監督上のコンバージェンス計画を公表した。さらなるコンバージェンスが必要とされた主な分野は以下のとおり。
 - 共通の監督カルチャーの実践と監督上のツールのさらなる開発
 - 内部モデルの監督のための共通のベンチマーク：内部モデルの継続的な適切性指標（IMOGAPIs）のさらなる開発。
 - コンダクト・リスクの監督上の評価：複数の、複雑な商品のリスクへの対応。パッケージ化されたリテール向けの保険ベースの投資商品（PRIIPs）の主要な情報書類（KIDs）の監督に関する監督上のハンドブックの最終化。
 - ESGリスクに対する監督上のアプローチ：ESGリスクの評価と管理の健全性およびコンダクト監督への段階的な統合（気候変動関連リスクの保険会社の財務への影響、ESGガバナンスやリスク管理の枠組みのモニタリングなど）。
 - 域内市場に対するリスクと監督上の裁定につながり得るレベル・プレイング・フィールド
 - 保険負債（最良推計）の計算におけるコンバージェンスの促進。内部モデル（損保引受リスクと市場・信用リスク）の比較調査の結果の分析や分散効果のモデリングにかかる調査の実施。第三国に本拠を置く再保険会社への対応の違いから生じる影響などの分析。
 - エマージング・リスクの監督
 - サイバー・リスクを含む、ITセキュリティとガバナンス関連のリスク：サイバー・インシデントのレポートングやサイバー・レジリエンシー・テストにフォーカスした、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス枠組みの構築に向けた取り組み

の継続。

- デジタル・トランスフォーメーション：公正さや倫理の観点などからの、新たなビジネス・モデル、テクノロジーおよびデータの利用を取り扱うデジタル・レスポンシビリティの原則の策定。
- 外部委託：ピア・レビューの実施。

インプリケーション：EU域内の監督当局間における監督アプローチのさらなるコンバージェンスが必要であるとして挙げられた分野はいずれも重要な分野であると考えられる。とりわけ、「ESGリスクの評価と管理の健全性およびコンダクト監督への段階的な統合」がとり上げられている点は注目に値する。また、内部モデル（を用いて計算したソルベンシー指標の比較可能性）が監督上の課題と考えられている点も興味深く、日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の枠組みの設計にも示唆を与え得るものであると思料される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA defines its supervisory convergence priorities for 2021’

C: EIOPA、ビジネス・モデルの持続可能性と適切な商品設計を監督上の優先事項に（2月19日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、①ビジネス・モデルの持続可能性と②商品の管理とガバナンス（POG）¹を通じた適切な商品設計の2つを、EU全体の監督上の優先事項として特定した。その背景や概要は以下のとおり。

- 背景：EIOPAは、少なくとも3年ごとに、3月末までに、EU全体に関連する監督上の優先事項を2つまで特定しなければならない。EU各国の監督当局（NCAs）は、自国の監督プランを策定する際、EIOPAが特定した優先事項を勘案しなければならない。
- 外部環境：Covid-19は、ソルベンシーだけでなく、コンダクトや消費者保護の観点からも保険セクターに大きな影響を及ぼしている。また、長引く低金利環境は、保険セクターにとってすでに大きなリスクとなっている。
- ビジネス・モデルの持続可能性：Covid-19の状況と長期にわたる低金利環境を鑑みると、NCAsには、それらが保険会社のビジネス・モデルの持続可能性と発展に与える影響のモニタリングにフォーカスすることが期待される。具体的には、それらが保険会社の財務の健全性や収益、流動性ポジションに与える影響である。モニタリングでは、銀行と保険会社の相互関連性や実体経済からの波及的な影響も勘案する必要がある。また、ストレス・テストにおいて低金利の影響をより注意深く見ることが期待される。さらに、ORSAにおいて、フォワードルッキングにリスクを評価することも期待される。
- 適切な商品設計：消費者保護やビジネス・コンダクトの観点から、商品の複雑性やリスク・プロファイルの変化を評価することが期待される。NCAsには、商品が消費者中心の設計となっており、また、商品の承認プロセスが適切であることを評価することが期待される。それには、例えば、リスクの水準が大きく変化するような市場のショックがあった場合、商品がターゲットとするマーケットに引き続き適したものであるかどうかを評価することが含まれる。

インプリケーション：ストレス・テストの高度化は多くの日本の保険会社にとっても大きな課題の一つであると思料されることから、欧州の保険会社の取組みは参考になるものと考えられる。また、保険商品にかかるガバナンスは、顧客本位の業務運営の観点などから、日本においても監督上のレビューのテーマの一つとなり得るものであると考えられる。

（出所）EIOPA ‘Business model sustainability and adequate product design identified as new strategic supervisory priorities for national supervisors’

¹ POGについては、「保険セクターの国際的な規制の動向 Vol. 3（2020年9月～10月）」の記事Nを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202010_ins_regulation.pdf

D: 星 MAS、保険会社にリスク管理の高度化を促す規制案の市中協議を開始（2月19日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、3月19日を期限として、保険会社のERM、資産運用および開示にかかる規制の改正案を市中協議に付した。同市中協議案は、特に、ERM、資産運用および開示の分野について、保険監督者国際機構（IAIS）が2019年11月に採択した保険基本原則（ICPs）との整合性を確保することを意図するもの。
- 同規制案は、流動性リスク管理やストレス・テストを含む、保険会社のリスク管理の実務の高度化を促し、保険セクターの脆弱性やエクスポージャーがシステミック・リスクにつながることを回避することを目的としている。主な内容は以下のとおり。

➤ 集中リスクとカウンターパーティ・ストレス・テスト

- ERMにおいて集中リスクを明示的に取り扱う。保険会社が考慮すべき集中リスクには、出再先の集中、商品や事業の集中、地域や業種の集中を含む。
- ORSAの一環として、重要なカウンターパーティ・エクスポージャーにかかるストレス・テストを実施する。ストレス・シナリオとして、①最大の出再先（再保険会社にとっては再出再先）のデフォルト、②上位3社の再保険取引先にかかる、支払い済および未払いの保険金請求に関する回収再保険金の消滅、③投資ポートフォリオにおける債券や関連する業界や地域の主要な取引先のデフォルト、などが考えられる。

➤ マクロ経済ストレス・テスト

- 全ての保険会社がORSAの一環としてマクロ経済ストレス・テストを実施する。保険会社が勘案すべきストレス事象には以下のものが含まれる。

投資関連	非投資関連
<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価や不動産価格の下落 ・ 主要通貨別ソプリンのイールド・カーブの変化 ・ 信用スプレッドの大幅な変動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新契約保険料の減少 ・ 解約率の上昇 ・ 保険契約の大量失効

➤ 流動性リスク

- ORSAの一環として、流動性リスク管理態勢を構築し、流動性ストレス・テストを実施する。また、流動性コンテインジャー・ファンディング計画を策定する。
- 流動性資産の要件（例えば、既に銀行に対して求めているように、金融機関が発行する債券は流動性資産から除外すること、など）は、MASが新たに作成するガイダンスを満たすものでなければならない。
- キャッシュ・フロー・ポジションの予測において保険会社が考慮すべきストレス事象には以下のものが含まれる。

投資関連	非投資関連
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受取配当金等の減少 ・ 担保要件の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再保険回収の減少 ・ 解約返戻金付き保険契約の大量失効

➤ 集中リスクおよびカウンターパーティ・リスク

- 取締役が承認する投資方針には、既に求められている地域別、市場別、セクター別、カウンターパーティ別、通貨別の上限のほか、①信用格付別の上限、および、②カウンターパーティ リスク・アパタイト・ステートメントの作成の要否の検討、を新たに含める。

➤ 開示

- 流動性リスクに関する定性および定量情報（流動性リスク管理の方針等）、資産運用リスクに関する定性および定量情報（通貨リスク、市場リスク、信用リスクおよび集中リスクなどの定量情報やヘッジ方針などの定性情報等）などを開示する。

インプリケーション：本市中協議案は、IAISが2019年11月に改訂したICPsのみならず、2021年2月に市中協議に付した「流動性メトリックスの開発（フェーズ1）」案も踏まえて作成・公表されたものであると考えられる。例えば、金融機関が発行する債券の流動性リスク管理における取扱いなど、MASおよびIAIS双方の市中協議文書で採り上げられている論点も少なくないことから、両者がそれぞれどのような形で最終化されるのか注目に値する。日本においては、現状、IAISの2021年2月の市中協議案を受けた監督指針の改正案などは示されていないものの、欧州保険・年金監督局（EIOPA）が流動性ストレス・テストの原則を示している²ことなども勘案すると、日本においても流動性規制が導入される可能性が高いものと推察される。なお、シンガポールに進出している日本の保険会社には、ローカルのリスク管理とグループ・ベースのリスク管理の関係を一層明確にすることが求められることも想定される。

（出所）MAS ‘Consultation Paper on Proposed Revisions to Enterprise Risk Management, Investment and Public Disclosure Requirements for Insurers’

E: 英 FCA、立場の弱い顧客の公平な取扱いに関するガイダンスを最終化（2月23日）

■ 英国金融行為規制庁（FCA）が最終化したガイダンスの概要は以下のとおり。

- 定義：「立場の弱い顧客（vulnerable customers）」とは、「置かれた状況を理由として、特に、金融機関が適切な水準の注意を持って接しない場合に、痛手を受けやすい者」を言う。すべての顧客が弱い立場に置かれ得るが、健康状態、ライフイベント、ショックに対する低い耐性などによって、そのような立場に置かれるリスクは高まる。
- 金融機関に求められることは、①ターゲットとする市場や顧客ベースのニーズを理解すること、②商品設計などを通じて顧客のニーズに応えること、③立場の弱い顧客のニーズに対応しているかどうかをモニターし、評価すること、の3つ。ガイダンスの骨子は以下のとおり。

顧客のニーズの理解	<ul style="list-style-type: none"> • ターゲットとする市場や顧客ベースに存在する「脆弱さ」の特性や規模を理解する。 • どのような種類の痛手や不利益に対して脆弱になり得るのか、また、それが顧客の体験や取引にどのような影響を与え得るのかなどを尋ねることにより、脆弱さが消費者のニーズに与える影響を理解する。
スキルと能力	<ul style="list-style-type: none"> • 立場の弱い消費者の公平な取扱いを従業員に徹底する。すべての関係する従業員は、自身の役割が立場の弱い消費者の公平な取扱いにどのような影響を与えるのかを理解すべきである。 • 第一線の従業員が、脆弱さの広範な特性を認識し、それに対応するために必要なスキルと能力を有することを確保する。 • 立場の弱い消費者に対応する第一線の従業員に対して実践的かつ精神的なサポートを行う。

² 「保険セクターの国際的な規制の動向 Vol. 7（2021年1月～2月）」の記事Dを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202102_ins_regulation.pdf

商品とサービスのデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 商品やサービスが立場の弱い消費者に与える潜在的な影響を検討する。潜在的に有害な影響を回避する商品やサービスを設計する。 商品設計のすべてのステージにおいて立場の弱い消費者を考慮に入れる。
顧客サービス	<ul style="list-style-type: none"> 立場の弱い消費者が自身のニーズを開示することをサポートするシステムやプロセスを整備する。金融機関は「脆弱さ」の兆候に気付くことができるべきである。 サポートが利用できることを消費者に気付かせる。 良い顧客サービスの提供をサポートするシステムやプロセスを整備する。
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 商品やサービスに関するすべてのコミュニケーションがターゲットとする市場や顧客ベースにおいて理解可能であることを確保する。 立場の弱い消費者とどのようにコミュニケーションするかを検討する。金融機関は、可能な場合には、複数のチャネルを提供すべきである。
モニタリングと評価	<ul style="list-style-type: none"> どこで立場の弱い消費者のニーズを満たすことが出来ていないかを評価するための適切なプロセスを導入する。 立場の弱い消費者に提供している商品やサービスに関する管理情報を作成し、定期的にレビューする。

インプリケーション：英国における本取組みは、日本における顧客本位の業務運営と目的を共通にするものであると考えられる。そうした観点から両者を比較すると、英国のガイダンスは、日本のそれと比べると、金融機関に対するより高い水準の期待を示していると認められる。その意味で、日本においてもさらに取組みを進める余地があるものと思われる。また、顧客、特に立場の弱い顧客の公平な取扱いはコンダクト上重要な課題であり、今後、英国の取組みがグローバルなベスト・プラクティスとして認識されることとなる可能性もあるものと思料される。

(出所) FCA ‘FCA launches guidance for firms on the fair treatment of vulnerable customers’

F: IOSCO、サステナビリティ報告にかかるステートメントを発出（2月24日）

■ 証券監督者国際機構（IOSCO）は、サステナビリティ報告の整合性、比較可能性、信頼性を改善する喫緊の必要性があるとの見解を示し、IFRS財団評議員会やその他のステークホルダーと協働することを約した。IFRS財団評議員会とのエンゲージメントについては、以下の事項などに言及している。

➤ 強力なガバナンス基盤を持つサステナブル基準審議会（SSB）の設置

- IOSCOは、2021年2月2日にIFRS財団評議員会がSSBの設置に向けた次のフェーズの作業を示唆したことを歓迎する。同財団は今後数か月で提案を行うことを予定しているところ、IOSCOはそれに関与していく。
- IOSCOは、また、①サステナビリティに関連するグローバルでの義務的な開示に対する整合的で比較可能なアプローチの基礎となるよう、十分な市場参加者の賛同を獲得し、②現行の会計報告基準と両立し、また、報告の作成者における開示のガバナンスを促進し、③監査と保証の枠組みの開発の基礎となり得る、サステナビリティ開示基準の設定のための効果的なシステム構築を提供すること、を目的として、SSBの設置にかかる計画の策定において評議員会と協働する。

- IOSCOは、IFRS財団評議員会の最終提案を評価することを期待している。IOSCOは、世界の証券規制当局から成る組織として、SSBが開発する基準を評価し、また、各国・地域が自身のサステナブル関連の開示要件を定める際に、SSBの基準を考慮するよう慫慂する上で重要な役割を果たす。
- 既存の取組みをベースとした作業
- IOSCOは、SSBが既存のサステナビリティに関連する報告の枠組みの内容を活用することを促す。
 - IOSCOは、また、先導的なサステナビリティ報告機関（CDP、CDSB、GRI、Integrated Reporting、SASB）のアライアンスによるイニシアティブと、各組織それぞれの原則や枠組み、ガイダンスが、どのように将来の国際的なサステナビリティ関連の開示基準のベースとなり得るかを模索するための努力を歓迎する。IOSCOは、アライアンスが2020年12月に公表した「プロトタイプ」を、SSBが気候関連の報告基準を策定するための潜在的なベースとしてさらに検討することを促す。
 - 気候変動にかかる課題の緊急性を鑑み、IOSCOは、「気候ファースト」のアプローチをサポートする。ただし、IFRS財団は、ESGなどの他のサステナビリティトピックをカバーする基準を策定すべく、急ぎ取組みを進めるべきである。
- ビルディング・ブロックス・アプローチの慫慂
- IOSCOは、グローバルのサステナビリティ報告制度を作るために「ビルディング・ブロックス・アプローチ」を採用することを促す。これにより、企業価値（enterprise value）の創出にとって重要なサステナビリティに関連する情報の、整合的で比較可能なベースラインが提供されるとともに、より広範なサステナビリティの影響をとらえる報告要件に関する調整のための柔軟性も提供される。
 - IOSCOは、追加的な調整メカニズムを構築するため、IFRS財団、アライアンスおよびその他の関係するステークホルダーと協働する。そのような調整を容易にするため、IOSCOは、複数のステークホルダーから成る専門家諮問委員会をIFRS財団の中に設けることを検討する用意がある。

インプリケーション：複数存在するサステナビリティにかかる開示基準のグローバル・レベルでのコンバージェンスにおいて、今後IOSCOがそのプレゼンスを高めていくことも想定される。

（出所）IOSCO ‘IOSCO sees an urgent need for globally consistent, comparable, and reliable sustainability disclosure standards and announces its priorities and vision for a Sustainability Standards Board under the IFRS Foundation’

G: 加 OSFI、2021-2022 監督計画を公表（2月25日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）が公表した2021-2022の監督計画のうち、保険に関連する主要な事項は以下のとおり。
 - 2023年1月のIFRS 17の施行に向けた準備：保険会社の資本規制（capital tests）の修正、業界における準備の進展状況の確認、既存の監督上のモニタリング・ツールのレビュー、新たな規制上の報告テンプレートの最終化、など。
 - 金融安定理事会（FSB）の外部監査に関するラウンドテーブル：預金取扱い金融機関と保険会社の資本、レバレッジおよび流動性報告のアシュアランスに関するOSFIの期待を引き上げる。その一環として、2021年中にディスカッション・ペーパーを公表する。
 - 再保険規制の見直し：2018年に開始した再保険規制の見直し（集中リスクやフロンティング・アレンジメント、資本規制など）について、再保険および損害保険会社の出再にかかるガイドラインを2021年半ばまでに最終化する。
 - 再建計画：金融機関が将来の金融上のストレス・イベントに十分に準備ができているよう、Covid-19からの教訓を

将来の再建計画に取り入れるというOSFIの期待を金融機関に対して伝えているところ。

- テクノロジーとサイバー・セキュリティ・リスクの特定、評価およびモニタリング：サード・パーティのリスク管理などについて、ガイダンスや監督上のアプローチの変更の必要性を検討する。また、AIや機械学習などのアナリティクスの利用について分析し、必要に応じて、規制・監督上の期待をアップデートする。
- カルチャーとコンプライアンス：カルチャーの監督のための新たな監督上のアプローチとツールの開発を継続する。また、コンプライアンス・リスク管理に関するガイダンスのアップデートを行う。AML/ATFについて、その監督の「金融取引および報告分析センター」への移行をサポートするとともに、引き続き、金融機関のAML/ATF関連のコンプライアンスが健全性に及ぼし得る影響をモニタリングする。
- 気候変動：銀行および保険会社を対象に、気候変動にかかるシナリオ分析を行い、その結果を2021年から2022年に公表する。また、気候関連のリスクの規制・監督にかかるディスカッション・ペーパーを公表する。
- 有配当保険：保険契約者の公平な取扱いを確保する観点から、有配当保険の管理の状況を様々な観点からレビューする。

インプリケーション：オーストラリアやニュージーランドと同じく、カナダにおいてもIFRS 17の導入に向けた保険規制・監督の枠組みやツールの整備が進んでいるように見受けられる。また、再保険規制の見直しや気候変動にかかる取組み、有配当保険のレビューは、日本にとっても参考のできる側面があるものと考えられる。さらに、カナダにおいても再建計画の策定が求められるようになったことは言及に値する。

（出所）OSFI ‘2021-22 Departmental Plan’

H: ESAs、サステナビリティに関連する開示に関する規則の適用にかかる助言を提出（2月25日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場局（ESMA）から成る。）は、金融サービス・セクターにおけるサステナビリティに関連する開示に関する規制（SFDR）の効果的で整合的な適用および国内監督にかかる共同ステートメントを公表した。同ステートメントは、ESAsが2021年2月4日に公表した最終報告を補足するもの。その概要は以下のとおり。
 - 目的：本ステートメントの目的は、SFDRの適用における整合性を確保すること。
 - 欧州委員会（EC）は2020年10月、「SFDRは2021年3月10日に適用が開始されるものの、その詳細を定める規制上の技術的基準（RTS）の適用は後倒しされる」旨を示した。それを受け、また、2020年6月に採択された改訂タクソミー規制とRTSの整合性を確保するため、ESAsは2021年2月、RTSの適用を2022年1月にすることを提案した³。他方で、SFDR自体は2021年3月から適用されることから、それまでの間、各国当局は、金融市場参加者や金融アドバイザーに対し、ESAsが2021年2月4日にECに提出したRTSの最終案を参照するよう求めることが適当である。
 - RTSの最終案は、SFDRの第2a条（6つの環境目的のいずれをも大きく害さない（DNSH）原則）、4条（エンティティレベルでの透明性）、8条（環境や社会特性にかかる契約前開示における透明性）、9条（サステナブル投資にかかる契約前開示における透明性）の適用において参照され得る。同時に、ESAsは、各国当局が金融市場参加者や金融アドバイザーに対して2022年1月のRTSの適用に向けて準備を進めるよう求めることが重要であると考え。
- なお、ESAsは、2021年3月に、タクソミーに関連する商品の開示に関する市中協議案を公表する予定。

（出所）EIOPA ‘ESAs issue recommendations on the application of the regulation on sustainability-related disclosures’

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向 Vol. 7（2021年1月～2月）」の記事Kを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202102_ins_regulation.pdf

I: FSB、G20 に対して 2021 年の優先課題を報告（2月25日）

- 金融安定理事会（FSB）がG20財務大臣および中央銀行総裁に宛てて発出したレターの概要は以下のとおり。
 - Covid-19に関連する脆弱性への対応：グローバルな金融システムにおける脆弱性の継続的な評価は優先事項の一つである。Covid-19への政策対応に関する国際的な協調をサポートする作業には、秩序だったExitの方法を検討することを含む。また、企業の負債水準の上昇がもたらし得る課題について理解を深めることも重要な分野の一つであり、本件については、4月にG20に報告する。さらに、金融安定の側面からのCovid-19の教訓について、7月に中間報告を、10月に最終報告を行う。
 - 非銀行金融仲介（NBFI）のレジリエンスの向上：本年の主要な成果物の一つとして、MMFsのレジリエンスを高めるための政策提案を予定している。7月に政策提案の市中協議を行い、10月に最終化する。また、NBFIのシステミック・リスクに対する政策立案などの材料とするため、新興国における米ドル調達の高コストとファン드의資金流出などについてさらに分析を行う。
 - クロスボーダー資金決済：クロスボーダー資金決済をより安価で、早く、透明で、包摂的なものとするための定量的なターゲット指標の最終案を10月に提示する。また、グローバル・ステーブルコインに関する検討も継続し、ステーブルコインにかかる規制上の課題について10月にG20に報告する。
 - 気候関連リスクの理解の向上：気候関連のリスクが金融安定に与える影響をモニターすることができるデータの活用可能性を検討する。また、TCFD提言を踏まえ、グローバルに比較可能で、高品質で、監査可能な開示基準を促進する方法を模索する。それに関連して、FSBは、「まずは気候関連の財務開示の基準を優先する」というIFRS財団評議員会が提言したアプローチを歓迎する。
 - その他の金融安定にかかるトピック：LIBORからのスムーズな移行、中央清算機関（CCPs）のレジリエンスと再建および破綻処理のし易さの向上、サイバー・リスクへの対応、など。

インプリケーション：保険セクターにとっては気候変動にかかるFSBの取組みが関心事項の一つであると考えられる。また、保険セクターに直接的な影響を及ぼすものではないかもしれないが、デット・オーバーハングにかかる取組みも注目に値する。

（出所）FSB ‘FSB Chair’s letter to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors: February 2021’

J: 愛中銀、外部委託にかかる金融セクター共通のガイダンス案を公表（2月25日）

- アイルランド中銀は、7月26日を期限として、金融セクター共通の外部委託にかかるガイダンス案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。
 - 目的：①外部委託リスクのガバナンスや管理にかかる中銀の期待を示すこと、②外部委託の際、その責任をリマインドすること、③外部委託の枠組みが適切に設計され、効果的に運用され、関連するリスクを管理するために十分に強固なものとなっていることを確保するために適切なアクションを採るよう促すこと。
 - 位置付け：本ガイダンスは、既存のセクターごとの法令や規制、ガイドラインを補完するものであって、それらに優先するものではない。
 - 対象：アイルランド中銀が監督するすべての金融機関
 - 構成と主な内容：以下のとおり。

外部委託される活動やサービスの重要性の評価	<ul style="list-style-type: none"> 「重要性」の判断基準を策定し、それに照らして評価する。
グループ内外部委託	<ul style="list-style-type: none"> グループ内の外部委託のリスク評価は、グループ外へのそれと同等に行う。
外部委託と委任 (delegation)	<ul style="list-style-type: none"> 委任であっても最終的な説明責任は委任する金融機関にあり、その意味で、外部委託と委任は異なるものであるとは考えない。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会や経営陣は、外部委託の監視や管理に最終的な説明責任を負う。 金融機関は、外部委託にかかる戦略や方針を策定する。 リスク管理や内部統制機能を外部委託する際には、特別な留意が必要。
リスク評価とリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託のリスク評価と管理は、リスク管理の枠組みに取り込まれている必要がある。 データ・セキュリティを確保するための態勢を整備する。 集中リスクを管理し、また、カントリー・リスクを勘案する。
デュー・デリジェンス	<ul style="list-style-type: none"> 契約の締結前、締結後、契約の更新前にそれぞれデュー・デリジェンスを行う。 契約締結後の定期的なレビューは、重要な外部のサービス・プロバイダーについては毎年行う。
契約	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、一定の事象が生じた場合には解約権を行使できるようにする。 再々委託にかかる義務を明確に定める。金融機関による外部委託先の内部監査の実施について、契約で定める。
継続的なモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、継続的なモニタリングの枠組みを構築する。
事業継続の管理	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託の際、金融機関自身の事業継続の観点から検討するとともに、事業継続計画を策定する。
中銀への届出	<ul style="list-style-type: none"> 重要な機能や活動の外部委託の計画は事前に中銀に届け出る。

インプリケーション：外部委託に対する監督当局の関心が非常に高まっている。例えば、金融安定理事会（FSB）は2020年11月に公表した外部委託の規制と監督に関するディスカッション・ペーパーにおいて、「特にテクノロジーの分野において、金融機関と広範で多様なサード・パーティのエコシステムとの相互関係が変化してきている」と指摘し、規制・監督上の課題を指摘している⁴。今後、各国において、外部委託の規制・監督上の重要性がより一層高まることが想定される。保険会社を含めた金融機関は、規制対応という観点だけでなく、オペレーショナル・レジリエンスの向上という視点からも、外部委託にかかるリスク管理を高度化していく必要があると考えられる。

（出所） Central Bank of Ireland ‘CP138 – Consultation on Cross-Industry Guidance on Outsourcing’

⁴ 「保険会社の ICT システムの現代化と保険監督」（2020 年 12 月）も参照されたい。 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/ict-system-for-insurance-company.html>

K: 中 CBIRC、保険会社の取締役等の適格性にかかる規則案を公表（2月25日）

- 中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は、3月26日を期限として、保険会社の取締役、監査役および役員等の適格性にかかる規則案を市中協議に付した。
- 同規則案は、保険会社の取締役等について、原則、それぞれの役職別に、学歴（大卒以上）、業界経験、実務経験などの適格性要件などを詳細に規定しているほか、取締役や監査役への就任にはCBIRCの審査を要することを求めている。

インプリケーション：本件は、英国やシンガポールで進んでいるSMR（シニア・マネジャー・レジーム）に類似するものであると考えられる。他方で、本市中協議案と英国やシンガポールのSMRとの大きな相違点の一つは、前者では適格性要件が非常に詳細に規定されている点であり、その意味で、CBIRCの規則はより厳格であると考えられる。また、本規則が導入されることにより、業界経験や実務経験などで適格性要件を満たすことが困難になり得るなど、中国で営業する外資系の保険会社にも影響を及ぼす可能性もあるものと思料される。

（出所）CBIRC ‘CBIRC Solicits Public Opinions on the Rules on the Qualifications of Directors, Supervisors and Senior Managers of Insurance Companies (for Consultation)’

L: 中 CBIRC、再建および破綻処理計画の策定にかかる市中協議を開始（2月26日）

- 中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は、5月25日を期限として、銀行および保険会社について再建および破綻処理計画の策定を求める規則案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。
 - 再建および破綻処理計画の策定の対象となる金融機関：①総資産が3,000億元（または同等の外国通貨建）以上の商業銀行等、②総資産が2,000億元（または同等の外国通貨建）以上の保険会社、③その他CBIRCが指定した銀行および保険会社。計画は、基本的にはグループ・レベルで策定。
 - 中国に進出している外資系の銀行および保険会社は、中国国内の法規制および監督の要件を満たしている場合には、親会社あるいはグループの再建および破綻処理計画に基づいて中国現地の計画を策定することができる。
 - 再建計画は毎年更新し、CBIRCに対して報告しなければならない。また、必要に応じて、CBIRCの要求に応じて計画を修正しなければならない。
 - 再建計画の骨子：
 - 概要（組織構造、主な変更点を含む。）
 - ガバナンス（策定、承認、更新プロセスなどの再建計画にかかるガバナンス）
 - 重要な機能、コア・ビジネスおよび重要なエンティティの特定
 - トリガー・メカニズム（少なくとも、資本と流動性について設定することが求められる。）
 - リカバリー・オプション（実効性の分析を含む。）
 - ストレス・シナリオとストレス・テストの結果
 - コミュニケーション戦略
 - 再建計画の実施における課題と改善策

インプリケーション：中国においても⁵保険会社に再建計画の策定が求められることとなり、再建計画がグローバル・スタンダードとして定着していくこととなるものと考えられる。中国に進出する外資系の保険会社についても再建および破綻処理計画の策定が求められている点は特筆に値する。

(出所) CBIRC ‘CBIRC Solicits Public Opinions on the Interim Measures on the Recovery and Resolution Plan of Banking and Insurance Institutions (for Consultation)’

M: EIOPA、サステナビリティに関する KPIs について意見を提出（3月1日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2020年9月の欧州委員会（EC）からの要請に対する回答として、非財務報告指令（NFRD）に基づく保険会社の主要なパフォーマンス指標（KPIs）の義務的なサステナビリティ開示に関する助言をECに提出した。その背景およびEIOPAの助言の概要は以下のとおり。

➤ 背景

- 2020年6月に採択されたタクソミー規制は、NFRDの開示要件を補足するための委任立法を策定する権限をECに付与している。NFRDは、非財務報告にKPIsを含めることを規定しているものの、KPIs自体は規定していない。
- 2019年6月の非財務報告に関するECのガイドラインは、保険会社を含む一定の大規模企業は気候関連のKPIsを開示することを提言している。ECは2020年9月、EIOPAを含む欧州監督機構（ESAs）に対し、委任立法を策定するためのインプットを提供するよう求めた。
- 具体的には、EIOPAには、非金融会社に求められる指標（回転率、ならびに、資本支出および営業費）とともに、①タクソミーに準拠する経済活動に投資される資産の割合、②タクソミー活動に関連する損保の引受エクスポージャーの割合、③タクソミー活動に関連する再保険引受けの割合、を検討することが求められていた。

➤ EIOPAの助言：①環境的にサステナブルな経済活動への投資の割合、および、②損保の総収入保険料、の2つを保険会社のKPIsとすることを提案。

- ①はサステナブルな投資活動にかかる指標。「投資」には、集団投資会社への投資や貸付、不動産、関係する場合には営業権やデリバティブ以外の無形資産など、すべての直接および間接投資を含む。一般勘定と特別勘定別の情報、および、バランスシートのカバー比率を追加で開示する。開示は環境目的ごとに行う。
- ②はサステナブルな引受活動にかかる指標。開示は環境目的ごとに行う。補足的な情報として、タクソミーに整合した引受の出再割合なども開示。

インプリケーション：これらのKPIs自体は開示の目的と整合的であると思われる。他方で、プロテクション・ギャップや資本規制との関係でもさらに検討する余地はあるものと考えられるほか、投資家や保険契約者によるKPIsの正しい理解を促進する取り組みも必要になるものと考えられる。

(出所) EIOPA ‘EIOPA advises on insurers’ key performance indicators on sustainability for non-financial reporting’

⁵ 他国の状況等については、「保険会社のグループ・ガバナンスと再建計画」も参照されたい。 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/group-governance-and-recovery-planning-for-insurers.html>

N: EIOPA、損保の内部モデルにおける引受リスクの比較調査を開始（3月1日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）が開始した比較調査の目的は、内部モデルにおける損保の引受リスクを欧州レベルで公正に評価すること。今回の調査は、技術的に健全な枠組みのメソッドロジーやモデリングの粒度からの独立性を確保するため、内部モデルの結果（アウトプット）にフォーカスする。
- 本調査は、2016年のソルベンシーIIの施行から2020年の最初の年次報告（最初のCovid-19の影響度評価を含む。）までの内部モデルの結果を対象とする。また、本調査は、ソルベンシーIIのビジネス・ラインをベースに、自動車、火災、賠償責任、信用、および保証保険に特にフォーカスする。
- 今後、保険会社は9月15日までに監督当局にデータを提出し、各国の監督当局は10月1日までにEIOPAに情報を提出する。

（出所）EIOPA ‘Start of the Non-Life Underwriting Risk Comparative Study in Internal Models’

O: NZ 準備銀行、ソルベンシー原則を最終化（3月4日）

- ニュージーランド準備銀行は2020年10月、2010年保険健全性監督法および保険ソルベンシー基準のレビューを開始した⁶。その一環として、ソルベンシー基準のレビューのベースとなるソルベンシー原則案とレビューのタイムライン案を公表していたところ、今般、同原則を最終化した。
- 最終化された原則は以下のとおり。なお、タイムラインについては、2020年10月の市中協議文書で示されたものを現時点において変更する予定はない、との考えが示された。

原則1	我々は「形式よりも実質」アプローチを採り、規制をニュージーランドに適したものとす。
原則2	我々は、原則1が優先するものの、特にオーストラリアのソルベンシー規制（LAGIC）、欧州のソルベンシーII、保険監督者国際機構（IAIS）のICSやICPsなど、国際的な比較可能性を考慮する。
原則3	資本は、保険会社が一定の範囲のアドバース・シナリオにおいて保険契約者に対する債務を履行することができるよう十分な質でなければならない。
原則4	資本要件の量は、保険契約者に対する保険会社の債務の履行能力に影響を与え得る重要なリスクについて設定されなければならない。
原則5	保険会社は、資本要件を決定するに際し、整合的な手法と前提条件に従わなければならない。
原則6	ニュージーランドの保険会社の資本要件は、ニュージーランドに固有のリスク、市場の特性、準備銀行の規制アプローチを考慮に入れた、リスクベースのアプローチでなければならない。
原則7	ソルベンシー枠組みは、不要な複雑性やコンプライアンス・コストに対処し、最小化するよう実務的なものでなければならない。
原則8	ソルベンシー枠組みは、効果的な市場規律が働くよう、透明なものでなければならない。
原則9	我々は、保険健全性監督法の原則や目的を満たすため、ソルベンシー規制が他の規制上の施策とどのように作用するかを考慮する。

⁶ ニュージーランド準備銀行のソルベンシー規制等の見直しについては、「保険セクターの国際的な規制の動向 Vol. 3（2020年9月～10月）」の記事E、「同 Vol. 5（2020年11月～12月）」の記事Mを参照。 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/insurance-regulatory.html>

■ なお、ソルベンシー基準のレビューに関しては、ニュージーランド準備銀行は2020年11月、2021年2月18日を期限として、「保険ソルベンシー基準のレビュー：構成とIFRS 17」と題する市中協議文書を公表し、以下のような論点についてフィードバックを求めていた。今後、影響度分析を経て、2021年末までに中間ソルベンシー基準案が策定される予定。

- ソルベンシーの枠組み：トータル・バランスシート・アプローチを採用すべきか、セクターで重要な保険会社は存在するか、生保と損保などサブ・セクターごとに基準を設けるべきか。
- IFRS 17との関係：ソルベンシー規制のためにIFRS 17のバランスシートに調整を加えるべきか否か。
- 監督上の介入の枠組み：介入水準をどのように定めるべきか。
- ソルベンシー計算：個社ごとに異なる資本要件を定める権限を当局が有するべきか。

インプリケーション：ソルベンシー規制の見直しのハイレベルな原則として、国際基準をそのまま導入するのではなく、自国の特性を踏まえた基準を策定していく旨が明確にされた点は注目に値する。どのような点で自国の特性を反映していくのかなど、同国におけるソルベンシー基準の策定作業は、日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の策定にもインプリケーションを提供し得るものと考えられる。

(出所) Reserve Bank of New Zealand 'Insurance Solvency Standards refined by feedback'

P: 米 SEC、気候および ESG タスクフォースを設置 (3月4日)

■ 米国証券取引委員会 (SEC) は、法執行局 (Division of Enforcement) 内に気候およびESGタスクフォースを設置することを表明した。同タスクフォースは、ESGに関連するミスコンダクトを積極的に特定するためのイニシアティブを立ち上げる予定。最初のフォーカスは、現行の規則の下での有価証券発行体の気候リスクの開示における重大なギャップや虚偽の表示を特定すること。同タスクフォースは、投資アドバイザーや投資ファンドのESG戦略にかかる開示やコンプライアンスにかかる事項を分析する。

インプリケーション：タスクフォースが証券監視当局の法執行部門内に設置されたことは興味深い。例えば、「重大なギャップや虚偽の表示」をどのように特定していくのかなど、SECの今後の取組みは注目に値する。

(出所) SEC 'SEC Announces Enforcement Task Force Focused on Climate and ESG Issues'

Q: IFRS 財団評議員会、サステナビリティ報告にかかる戦略の方向性を公表 (3月8日)

■ IFRS財団評議員会は、国際的なサステナビリティ報告基準の策定を行うためのボードの設置等についてその方向性を示した。主な内容は以下のとおり。

- IFRS財団評議員会は、証券監督者国際機構 (IOSCO) が2021年2月に発出した「サステナビリティ報告基準を策定するための新たなボードの設立のための計画を策定することにおいて、IFRS財団と協働する意思がある」という内容のステートメントを歓迎する。
- 評議員会は、新たなボードの戦略的な方向性について、以下の見解に達した。
 - 新たなボードは、投資家、資金提供者、その他の与信者の意思決定に重要となる情報にフォーカスする。
 - 新たなボードは、気候以外のESG関連事項に関する投資家の情報ニーズを満たすための作業も行うものの、まずは気候関連のレポートに注力する。
 - 新たなボードは、TCFD提言や企業価値にフォーカスしたサステナビリティ報告における先導的な基準設定者の

アライアンスによる作業などを勘案する。評議財団は、同アライアンスが2020年12月に提案した気候関連の開示に対するアプローチのための「プロトタイプ」を、新たなボードが気候関連の報告基準を策定するための潜在的なベースとして検討する。

- 新たなボードによって発行される基準は、グローバルに整合的で比較可能なレポートのベースラインとともに、より広範なサステナブルな影響をとらえる報告要件に関する協調のための柔軟性を提供するものとなる。
- 評議員会は、2021年11月の国連のCOP26までに新たなボードに関する最終決定を行う予定。

(出所) IFRS ‘IFRS Foundation Trustees announce strategic direction and further steps based on feedback to sustainability reporting consultation’

R: 豪 ASIC、付帯保険の販売規制案を公表（3月11日）

■ オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、4月23日を期限として、付帯保険の販売の規制案を市中協議に付した。その背景および概要は以下のとおり。

- 背景：銀行、年金および金融サービス業界におけるミスコンダクトにかかる王立委員会は2019年2月、総合自動車保険を除くすべての「付帯（add-on）」保険商品について、経過販売（deferred sales）モデルを導入することを提言。その背景には、保険会社が（付帯保険の販売について自動車ディーラーに）支払うコミッションの額が保険契約者に対して支払う保険金の額よりも大きいこと、保険会社に競争原理が働かないこと（＝消費者にとって保険料が高くなること）、などの課題が顕在化していたことがある。オーストラリア政府は2020年12月、2020年金融セクター改革法を改正し、同モデルを2021年10月5日から施行することとした。

➤ 概要：

- 経過販売規制の下では、付帯保険商品の販売者は、消費者が主たる商品やサービスを購入することを約してから付帯保険商品を販売するまでに、4日間の間をあけることを求められる。
- 対象となる消費者：①購入する金融サービスや金融商品の金額が10万豪ドル（約800万円）を超えない、②購入する金融サービスや金融商品の金額が10万豪ドルを超える場合、それらのサービスや商品が、通常、個人や家計の利用や消費のために購入される、③金融サービスや金融商品が小規模ビジネスとの関連で利用もしくは消費されるために購入されたもので、また、その金額が10万豪ドルを超える場合、それらのサービスや商品が通常のビジネスの利用や消費のために購入される、のいずれかを満たす消費者。
- 主たる商品やサービス：例えば、住宅ローン、自動車、家具の搬出、航空券、携帯電話など。
- 対象となる保険の提供者：主たる商品やサービスを提供し、それらの商品やサービスについて保険商品を付帯で販売する、特定の第三者に付帯保険を提供することを許容する、あるいは、消費者に付帯保険商品の販売を提供する者。
- 効果：顧客は、規則に違反して提供された付帯保険について、一定期間が経過するまでの間、全額払い戻しを受けることができる。

インプリケーション：同規制が対象としている分野は、日本においても潜在的に監督上のレビュー、さらには、規制上の対応を要することとなり得る分野であると思料される。

(出所) ASIC ‘ASIC consults on implementing a deferred sales model for add-on insurance products’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

ディレクター

リスク管理戦略センター

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事D、K、L)

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また、DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001